

福岡県公報

平成23年2月23日

第3222号

目次

告示(第334号 - 第336号)

急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂防課)	1
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	1
土地改良区の清算人の就任	(農村整備課)	2
公 告			
FACoブランド販売力強化(ネットショップ人材育成)業務に係る提案の募集	(中小企業振興課)	2
公安委員会			
福岡県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則	(警察本部警務課)	3
交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則	(警察本部警務課)	3
猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(初心者に対する講習会)の開催	(警察本部生活環境課)	4
猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(経験者に対する講習会)の開催	(警察本部生活環境課)	4
雑 報			
福岡高速道路の料金及び料金の徴収期間の変更	(高速道路対策室)	5
福岡高速道路の料金について理事長が定める方法	(高速道路対策室)	9
有料道路自動料金収受システムを使用する料金の徴収	(高速道路対策室)	10
有料道路に関する工事の一部完了	(高速道路対策室)	10

告 示

福岡県告示第334号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定したため、同条第3項の規定により公示する。

平成23年2月23日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 区域の名称 弘(3)
- 2 区域の所在地 福岡市東区大字弘字弘
- 3 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱番号1号から10号までを順次結んだ線及び標柱番号1号と10号とを結んだ線に囲まれた区域

市	区	大字	字	地番	標柱番号
福 岡	東	弘	弘	1320番7	1号、2号及び10号
				1320番3	3号
				1320番1	4号
				1319番	5号
				1318番	6号
				1305番1	7号
				1297番	8号
				1321番13	9号

福岡県告示第335号

次の開発行為に関する工事が完了したため、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

平成23年2月23日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
太宰府市大字向佐野字迎田43番5、43番6、44番6及び44番7
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
福岡市東区御島崎2丁目2番41号
株式会社 タカラ薬局
代表取締役 小川 明久

福岡県告示第336号

解散した清算法人豊前市角田土地改良区から清算人の就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成23年2月23日

福岡県知事 麻生 渡

氏名	住所
三谷 照雄	豊前市大字畑454番地56
井上 博愛	" " 966番地
浅井 財	" " 1382番地
井上 和幸	" " 1401番地
古原 寛	" " 1831番地6
林 精介	" " 2432番地3
矢鳴 和樹	" 大字馬場820番地
井本 和三	" 大字中村119番地
柳井 規久夫	" 大字松江1511番地
沼田 義則	" " 417番地3
長松 豊秋	" 大字畠中43番地4
才田 茂博	" " 1656番地1
森 市徳	築上郡築上町大字有安538番地
岡崎 弘	" " " 132番地

公 告

公告

次のとおりF A C oブランド販売力強化（ネットショップ人材育成）業務に係る提案を募集します。

平成23年2月23日

福岡県知事 麻生 渡

1 提案の内容

F A C oブランド販売力強化（ネットショップ人材育成）業務に係る提案（詳細は、提案説明書によるほか、説明会を開催する。）

2 提案資格

提案参加に当たっては、次に掲げる要件の全てを満たしていることを条件とする。

- 一般労働者派遣業及び有料職業紹介事業の許可を受けていること。
- 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加の資格）に規定する者に該当しないこと。
- 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日管達第66号）に基づく指名停止期間中でない者であること。
- 委託業務に関するノウハウを有し、かつ当該委託業務を円滑に遂行するための必要な経営基盤を有していること。
- 次のいずれの事項にも該当しないこと。

ア 公序良俗に違反し、社会通念上、委託先とすることがふさわしくないと中小企業振興課長が判断した機関

イ 暴力団、暴力団員が役員となっている団体又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する団体のいずれかに該当する機関

- 委託事業を実施するに当たり、個人情報を取り扱う際には、個人の権利を侵害することがないよう管理・運営を行うことができる機関であること。
- 委託業務に従事する労働者を、次に定めるところにより、雇用すること。

ア 新規に雇用する予定の失業者数

10人以上（延べ1,200人日以上）であること。なお、新規に雇用する者の雇用

期間は6カ月以内とし、1回に限り更新することができる。

イ 新規に雇用する予定の労働者の募集方法

公共職業安定所に求人申込みを行うとともに、必要に応じ、文書、インターネット等により募集すること。

ウ 総事業費に対する本事業に従事する全労働者の人件費の割合

総事業費に占める新規雇用予定者の人件費割合が50%以上であること。

エ 地域人材育成事業に係る研修費の割合

新規に雇用する失業者の人件費を除く事業費に占める研修費の割合が60%以上であること。

3 手続等

(1) 事務を担当する部局の名称及び場所

福岡県商工部中小企業振興課地域経済係
〒812 - 8577 福岡市博多区東公園7番7号
電話番号 092 - 643 - 3419

(2) 提案説明書の交付

ア 期間

この公告の日から平成23年3月4日(金)までの福岡県の休日を定める条例(平成元年福岡県条例第23号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く毎日、午前9時から午後5時まで

イ 場所

(1)の部局とする。

ウ 方法

手交

(3) 説明会

ア 日時

平成23年3月7日(月)午前10時00分から午前11時30分まで

イ 場所

福岡市博多区東公園7番7号
福岡県庁 行政棟 北棟 7階 商工部会議室

ウ その他

出席者は1者につき2名までとする。

(4) 提案書の提出

ア 期限

平成23年3月16日(水)午後5時(締切厳守のこと)

イ 場所

(1)の部局とする。

ウ 方法

直接又は郵送(ただし、県の休日には受領しない。)

公安委員会

福岡県公安委員会規則第3号

福岡県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。
平成23年2月23日

福岡県公安委員会

福岡県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

福岡県警察の組織に関する規則(平成6年福岡県公安委員会規則第24号)の一部を次のように改正する。

第4条及び第5条の2(見出しを含む。)中「警察安全相談課」を「被害者支援・相談課」に改める。

第61条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第9号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第61条の改正規定は、同年3月3日から施行する。

福岡県公安委員会規則第4号

交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成23年2月23日

福岡県公安委員会

交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則

交番等の設置に関する規則（平成15年福岡県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1 福岡県宗像警察署の部土穴交番の項中「土穴交番」を「赤間駅前交番」に改め、同部赤間交番の項中「赤間交番」を「教育大前交番」に改め、同部津丸交番の項中「津丸交番」を「東福岡駅前交番」に改める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

福岡県公安委員会告示第36号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

平成23年2月23日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所等

(1) 講習会の日時

平成23年3月24日（木）午前10時から午後5時までの間

(2) 講習会の場所

久留米市東櫛原町1002番地2 久留米警察署会議室

(3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者

2 講習の時間及び科目

時 間	科 目
10：00～15：30	猟銃及び空気銃の所持に関する法令 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

15：30～16：30	講習結果に対する考査
16：30～17：00	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料6,800円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱読本」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

福岡県公安委員会告示第37号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

平成23年2月23日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所等

日 時	場 所	開催警察署
平成23年3月25日（金） 13：30～16：30	糸島市前原中央1丁目6番1号 糸島警察署 会議室	糸 島 警 察 署
平成23年3月25日（金） 13：30～16：30	戸畑区汐井町2番1号 戸畑警察署 会議室	戸 畑 警 察 署
平成23年3月29日（火） 13：30～16：30	小郡市大板井234番地1 小郡警察署 会議室	小 郡 警 察 署

2 講習の科目

- (1) 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- (2) 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料3,000円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱いの知識と実際」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

雑 報

福岡北九州高速道路公社公告第5号

福岡高速道路に係る料金及び料金の徴収期間を次のとおり変更するので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第25条第1項の規定に基づき公告する。

平成23年2月23日

福岡北九州高速道路公社

理事長 渡 口 潔

1 路線名及び料金の徴収区間

路 線 名	料金の徴収区間
福岡市道 福岡高速1号線	福岡市東区香住ヶ丘二丁目から 同市西区愛宕四丁目まで
福岡市道 福岡高速1号愛宕福重線	福岡市西区愛宕四丁目から 同区福重三丁目まで
福岡市道 福岡高速2号線	福岡市博多区千代六丁目から 同区半道橋二丁目まで

福岡市道 福岡高速2号半道橋西月隈線	福岡市博多区半道橋二丁目から 同区西月隈四丁目まで
福岡市道 福岡高速2号西月隈水城線	福岡市博多区西月隈四丁目から 太宰府市水城二丁目まで
福岡市道 福岡高速3号線	福岡市博多区東光二丁目から 同区豊二丁目まで
福岡市道 福岡高速4号線	福岡市東区箱崎ふ頭三丁目から 同区多の津二丁目まで
福岡市道 福岡高速4号多の津蒲田線	福岡市東区多の津二丁目から 同区蒲田三丁目まで
福岡市道 福岡高速5号線	福岡市博多区西月隈四丁目から 同市西区福重二丁目まで

2 料金の額

- (1) 料金の額は、上記1の料金徴収区間について、1回の通行につき次の料金とする。

大型車（車両総重量8トン以上、最大積載量5トン以上又は乗車定員30人以上の自動車及び大型特殊自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）に規定する大型特殊自動車をいう。）をいう。以下同じ。）

1台につき 1,200円

普通車（大型車以外の自動車をいう。以下同じ。）

1台につき 600円

- (2) けん引自動車（けん引するための構造及び装置を有する自動車をいう。）が被けん引自動車（けん引されるための構造及び装置を有する自動車をいう。以下同じ。）1台をけん引している場合には、1台の自動車とみなす。被けん引自動車を2台以上けん引している場合には、2台目以降の被けん引自動車については、1台につき、さらに普通車の料金1台分を徴収する。
- (3) 福岡高速道路を通行する自動車が、福岡北九州高速道路公社理事長（以下「理事長」という。）が定める方法により、福岡市道福岡高速1号愛宕福重線と福岡市道福岡高速5号線を乗り継ぐ場合は、これを1回の通行とみなす。

3 割引をする自動車及び割引率

(1) ETC特定区間割引については、以下のとおりとする。

ア 割引をする自動車

次の路線の各区間（以下「特定区間」という。）のみを通行するETC車（ETCシステム（有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令（平成11年8月2日建設省令第38号。以下「省令」という。）第1条に規定する有料道路自動料金収受システムをいう。以下同じ。）を利用して無線通信により料金を納付する自動車をいう。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能になった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。以下同じ。）

路線名	特定区間
福岡市道 福岡高速4号線及び 福岡高速4号多の津蒲田線	福岡市東区箱崎ふ頭三丁目から 同区蒲田三丁目までの区間 (貝塚出入口～福岡IC)

イ 割引率

割引率は、20パーセントとする。

(2) ETC曜日別時間帯割引については、以下のとおりとする。

ア 割引をする自動車

ETC車

イ 割引率

区分及び時間帯に応じた割引

アの自動車については、下表の割引率を適用する。ただし、割引率を乗じて得た額に10円未満の端数が生じる場合は、10円未満の額を切り捨てるものとする。

区分	時間帯	割引率
平日 (月曜日～金曜日)	0：00以後～7：00前	10%
	22：00以後～24：00前	
	0：00以後～7：00前	10%

土曜日	7：00以後～22：00前	5%
	22：00以後～24：00前	10%
日曜日及び祝日	0：00以後～24：00前	10%

(注) 祝日は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に定める休日及び理事長が別に定める日とする。

弾力的な割引

社会政策又は営業上の理由から、に定める表の軽微な変更を行う場合には、事前に国土交通大臣に届け出るものとする。

(3) 福岡高速一般向けマイレージ割引（以下「マイレージ割引」という。）については、以下のとおりとする。

ア 割引をする自動車

ETC車のうち、福岡北九州高速道路公社との契約に基づきETCカード（省令第2条第2項の規定に基づき東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社が公告したETCシステム利用規程（以下「ETCシステム利用規程」という。）に規定するETCカードをいう。以下同じ。）を発行する者から貸与を受けたETCカード（東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社が定めるETCマイレージサービス利用規約（以下「マイレージ規約」という。）に基づき、ETCマイレージサービスの利用に関する登録がなされたETCカードに限る。以下③において同じ。）を使用して料金の納付を行おうとする利用者の自動車

イ 割引率

ポイントの付与

1枚のETCカードごとにETCシステムを使用して無線通信により徴収する1回の通行ごとの料金の額及び料金の額の1ヶ月の合計額に応じて、100円につき下表のとおりポイントを付与する。

基本ポイント	加算ポイント	
	月間利用額区分	ポイント付与 (100円につき)
一通行ごと100円 につき1ポイント	5千円以下の部分	0ポイント
	5千円を超え1万円以下の部分	3ポイント
	1万円を超え2万円以下の部分	6ポイント
	2万円を超え3万円以下の部分	12ポイント
	3万円を超えた部分	19ポイント

ポイントによる割引

1枚のETCカードごとに付与されたポイントの累積数が100ポイント以上の場合に、マイレージ規約に定めるマイレージ登録者は、100ポイントを100円分の料金に充当する還元額に交換できるものとする。

弾力的なポイントの付与及び割引

社会政策又は営業上の理由から、に定める表又はに定めるポイントによる割引を弾力的に変更する場合には、事前に国土交通大臣に届け出るものとする。

- (4) 福岡高速コーポレートカード割引（以下「コーポレートカード割引」という。）については、以下のとおりとする。

ア 割引をする自動車

ETC車のうち、ETCシステム取扱道路管理者（ETCシステム利用規程に定めるETCシステム取扱道路管理者をいう。）から貸与を受けたETCカードを使用して料金の納付を行おうとする利用者の自動車

イ 割引率

料金の額に応じた割引

1枚のETCカードごとに、ETCシステムを使用して無線通信により徴収する1回の通行ごとの料金の額に下表の月間利用額区分に応じた割引率を適用する。ただし、月間利用額区分をまたぐ1回の料金については、料金の額を月間利用額区分ごとに分け、それぞれの割引率を適用する。なお、1回の通行ごとのそれぞれの割引額に1円未満の端数が生じた場合は四捨五入するものとする。

月間利用額区分	割引率
5千円以下の部分	0%
5千円を超え1万円以下の部分	3%
1万円を超え2万円以下の部分	6%
2万円を超え3万円以下の部分	12%
3万円を超えた部分	18%

弾力的な割引

社会政策又は営業上の理由から、に定める表による割引を弾力的に変更する場合には、事前に国土交通大臣に届け出るものとする。

- (5) ETC路線バス割引については、以下のとおりとする。

ア 割引をする自動車

理事長が別に定めるところにより、ETCカード及び車載器（ETCシステム利用規程に規定する車載器をいう。以下同じ。）の登録をした路線バス（乗車定員30人以上の自動車のうち、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供するものであり、かつ、理事長がその主たる旅客が観光を目的とするものでないと認定したものをいう。以下同じ。）でETCシステムを利用して無線通信により料金の納付を行おうとする自動車。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能になった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。

イ 割引率

料金の割引率は、39パーセント以内とする。

- (6) 障害者割引については、以下のとおりとする。

ア 割引をする自動車

社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条に基づく福祉に関する事務所（市町村が設置したものに限る。）又は当該事務所を設置していない町村において、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付されている身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙）の定めるところにより交付

を受けている療育手帳（以下「手帳」という。）に、以下の 又は の要件を満たすものとして、福岡北九州高速道路公社が別に定めるところにより事前に自動車登録番号又は車両番号等必要事項の記載の手続きがなされた自動車

手帳の交付を受けている者が、手帳を携行して自ら運転する自動車のうち日常生活の用に供され、本人又はその親族等が所有する自動車（営業用の自動車を除く。）で、福岡北九州高速道路公社が別に定めるもの

手帳の交付を受けている者のうち、重度の障害を持つ者として身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15条）別表第5号に定める障害の等級又は「療育手帳制度の実施について」（昭和48年9月27日児発第725号厚生省児童家庭局長通知）の第三に定める障害の程度に基づき福岡北九州高速道路公社が別に定める者（以下「重度障害者」という。）が手帳を携行して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する自動車のうち日常生活の用に供され、当該重度障害者又はその親族等が所有する（これらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあっては当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有する）自動車（営業用の自動車を除く。）で、福岡北九州高速道路公社が別に定めるもの

なお、上記自動車がETCシステムを利用して無線通信により料金所を通行し、料金の納付を行おうとする場合は、福岡北九州高速道路公社が別に定めるところにより事前に登録がなされたETCカードと車載器をともに使用する場に限る。

イ 割引率

割引率は、50パーセント以下とする。

(7) ETC前納割引については、以下のとおりとする。

ア 割引をする自動車

ETCカード（東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社及び阪神高速道路株式会社が定めるETC前払割引サービス利用約款に定めるところにより、車載器とともに本割引の適用を受けるための登録及び料金の前払いがなされている場に限る。）を使用して料金の納付を行おうとする利用者の自動車

イ 割引率

次の割引率を適用する。

前払金	利用可能額	割引率
10,000円	10,500円	約5%
50,000円	58,000円	約14%

(8) 有料道路の料金に係る社会実験に関する割引については、以下のとおりとする。

ア 割引をする自動車

福岡高速道路を通行し、有料道路の料金に係る社会実験に参加する全自動車とする。

イ 割引率

個々の社会実験ごとに実験内容に合わせて割引率を適宜設定するものとする。

ウ 実施する期間

実施する期間を限定するものとする。

エ 適用区間

個々の社会実験ごとに実験内容に合わせて適用区間を限定するものとする。

オ 事前の届出

個々の社会実験ごとに上記アからエまでの詳細について、事前に国土交通大臣に届出するものとする。

(9) 割引相互間の適用関係

ア 障害者割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、ETC特定区間割引、マイレージ割引及びETC前納割引に限るものとする。ETC特定区間割引は、障害者割引に優先して割引を適用するものとし、マイレージ割引及びETC前納割引は障害者割引を適用後にそれぞれ割引を適用するものとする。

イ ETC路線バス割引を受ける自動車は、他の割引と重複して適用しないものとする。

ウ ETC特定区間割引、ETC曜日別時間帯割引、マイレージ割引、コーポレートカード割引及びETC前納割引の相互間の重複適用関係については、以下のとおりとする。

重複適用の有無

	特定区間				
曜日別	○	曜日別			
マイレージ	○	○	マイレージ		
コーポレート	○	○	×	コーポレート	
前納	○	○	×	×	前納

○・・・適用あり
×・・・適用なし

(注) 「特定区間」は「E T C 特定区間割引」、「曜日別」は「E T C 曜日別時間帯割引」、「マイレージ」は「マイレージ割引」、「コーポレート」は「コーポレートカード割引」、「前納」は「E T C 前納割引」をそれぞれ指すものとする。

重複適用の順序

適用順序	割引の種類
1	E T C 特定区間割引
2	E T C 曜日別時間帯割引
3	マイレージ割引、コーポレートカード割引、E T C 前納割引

4 料金の徴収期間

この申請に係る料金の徴収区間の一部が供用された日(昭和55年10月)から57年9か月間(各区間の事業費を勘案した平均的な供用日である換算起算日(平成10年7月)から39年12か月間。)とする。

5 実施期日

この料金及び料金の徴収期間に係る事項は、福岡市道福岡高速5号線のうち福岡市早良区野芥一丁目から同市西区福重二丁目までの区間を供用する日から適用するものとし、それまでの間は従前のとおりとする。

福岡北九州高速道路公社公告第6号

平成23年2月23日付け福岡北九州高速道路公社公告第5号2(3)の理事長が定める方法について、次のとおり定めたので公告する。

なお、平成18年3月20日付け福岡北九州高速道路公社公告第13号1及び平成20年4月14日付け福岡北九州高速道路公社公告第3号は廃止する。

平成23年2月23日

福岡北九州高速道路公社
理事長 渡口 潔

1 E T C 車の場合

以下の1)又は2)の通行方法であること。

- 1) 福岡市道福岡高速1号愛宕福重線福重出口から出て福岡市道福岡高速5号線福重入口から入る場合は、当該区間を15分以内に1料金あたり1回を限度として通行すること。
- 2) 福岡市道福岡高速5号線福重出口から出て福岡市道福岡高速1号愛宕福重線石丸入口から入る場合は、当該区間を15分以内に1料金あたり1回を限度として通行すること。

2 E T C 車以外の自動車の場合

以下の1)又は2)の通行方法であること。

- 1) 下表の料金所Aの存する入口から入り福岡市道福岡高速1号愛宕福重線福重出口から出て福岡市道福岡高速5号線福重入口から入る場合は、福重料金所において係員から料金所Aで発行された領収書の確認を受け、料金所Aから福重料金所までの間を1時間以内に1料金あたり1回を限度として通行すること。
- 2) 下表の料金所Bの存する入口から入り福岡市道福岡高速5号線福重出口から出て福岡市道福岡高速1号愛宕福重線石丸入口から入る場合は、石丸料金所において係員から料金所Bで発行された領収書の確認を受け、料金所Bから石丸料金所までの間を1時間以内に1料金あたり1回を限度として通行すること。

料金所A

名島、箱崎、東浜西、天神北、太宰府IC、水城、大野城、福岡IC、粕屋、多の津、松島、百道西、月隈、榎田、博多駅東、呉服町、空港通、堤東、野多目東、板付

料金所B	名島、箱崎、東浜西、天神北、太宰府IC、水城、大野城、福岡IC、粕屋、多の津、松島、西公園、築港、千代、半道橋、西月隈、野多目西、堤西、野芥西
------	---

福岡北九州高速道路公社公告第7号

福岡北九州高速道路公社は、有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令（平成11年建設省令第38号。以下「省令」という。）第2条第1項の規定に基づき、有料道路自動料金収受システム（以下「ETCシステム」という。）を使用して道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第2条第5項に規定する料金の徴収を行うことを次のとおり公告する。

なお、ETCシステムを利用した料金の徴収のうち、ETCコーポレートカード（省令第2条第2項の規定に基づき東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社が公告したETCシステム利用規程（以下「ETCシステム利用規程」という。）第3条第1号に規定するカードのうち、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社の定める手続きにより貸与を受けたETCカードをいう。）及びETCパーソナルカード（ETCシステム利用規程第3条第1号に規定するカードのうち、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社の定める手続きにより貸与を受けたETCカードをいう。）を利用した料金の徴収は、西日本高速道路株式会社に委任する。

平成23年2月23日

福岡北九州高速道路公社
理事長 渡 口 潔

- 1 ETCシステムを新たに使用する料金所名
福岡高速道路 野芥西料金所、福重料金所
- 2 ETCシステムを使用して料金の徴収を開始する日時
平成23年2月26日 午後3時
- 3 ETCシステム利用規程

東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社が公告したETCシステム利用規程による。

福岡北九州高速道路公社公告第8号

有料道路に関する工事の一部が完了するので、道路整備特別措置法（昭和31年法律7号）第22条第2項の規定により、次のとおり公告する。

平成23年2月23日

福岡北九州高速道路公社
理事長 渡 口 潔

- 1 路線名
福岡市道 福岡高速5号線
- 2 工事の一部が完了する区間
福岡市城南区梅林五丁目171番1地先から
福岡市西区福重三丁目480番4地先まで
- 3 工事の種類
新設工事
- 4 工事完了の日
平成23年2月25日